

# 「確定拠出年金の受給権取得予定(受給要件満了)のお知らせ(LPBX0033)」

## ポイント

受給権取得月の2ヶ月前の第1営業日と規約に定める資格喪失年齢到達の2ヶ月前の第1営業日(受給権取得年齢が60歳超の場合)に、取得予定をお知らせするはがきを作成し、送付します。

確定拠出年金の受給権取得予定(受給要件満了)のお知らせ		作成日	2022年 6月 2日												
		作成基準日	2022年 6月 1日												
<p>日頃より格別のお引き立てを賜りありがとうございます。あなた様の確定拠出年金老齢給付金の受給権取得予定(受給要件満了)を下記の表の通りご案内申し上げます。</p> <p>【一時金でのお受け取り希望の方】 受給権取得日後にお手続きが可能です。</p> <p>【年金でのお受け取り希望の方】 受給権取得日後に別途お手元に届く「確定拠出年金のお受け取り手続きに関するご案内(年金計画作成のお知らせ)」をご覧の上、お手続きをお願いいたします。</p> <p>&lt;別途ご案内を行う予定日&gt; 最終の掛金の入金確定してからご案内を差し上げますので、受給権を取得された翌月の月初(「個人型」の「加入者」の場合は翌々月の中旬)にお手元に届きます。ただし、その時点で移換後の年金記録の引継ぎ処理が完了していない場合などは、ご案内予定日がさらに1ヶ月後に延期されますのでご了承ください。</p> <p>【当面お受け取りのご予定がない方】 75歳になるまでのお受け取りのお手続きが必要となります。</p> <p>いずれをご希望の場合も、お手続きに必要な請求書類等の取り寄せや、その他ご不明の点につきましては下記コールセンターにご照会ください。</p>															
<p>本ご案内は、現時点の加入者状態のまま60歳に到達する前提で作成したものです。</p> <p>したがって、60歳到達前に退職される等の事由により、お知らせしました通算加入者等期間が増減した場合は、受給権取得予定日ならびに受給権取得予定年齢が変わる可能性がありますのでご注意ください。</p>															
<table border="1"> <tr> <td>プラン番号</td> <td>000007</td> <td>プラン名</td> <td>企業型プラン07</td> </tr> <tr> <td>企業コード/プランコース</td> <td>20000013</td> <td>企業名/プランコース名</td> <td>企業10</td> </tr> <tr> <td>加入者番号</td> <td>0000611305</td> <td>加入者名</td> <td>(企)年給210-194</td> </tr> </table>				プラン番号	000007	プラン名	企業型プラン07	企業コード/プランコース	20000013	企業名/プランコース名	企業10	加入者番号	0000611305	加入者名	(企)年給210-194
プラン番号	000007	プラン名	企業型プラン07												
企業コード/プランコース	20000013	企業名/プランコース名	企業10												
加入者番号	0000611305	加入者名	(企)年給210-194												
<table border="1"> <tr> <td>個人別管理資産額(注1)</td> <td>1,109,722円</td> <td>通算加入者等期間(注2)</td> <td>11年 5月</td> </tr> <tr> <td>受給要件満了日(注3)</td> <td>2022年 8月 20日</td> <td>受給要件満了年齢(注3)</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>受給権取得予定日(注4)</td> <td>2022年 8月 20日</td> <td>受給権取得予定年齢(注4)</td> <td>60歳</td> </tr> </table>				個人別管理資産額(注1)	1,109,722円	通算加入者等期間(注2)	11年 5月	受給要件満了日(注3)	2022年 8月 20日	受給要件満了年齢(注3)	60歳	受給権取得予定日(注4)	2022年 8月 20日	受給権取得予定年齢(注4)	60歳
個人別管理資産額(注1)	1,109,722円	通算加入者等期間(注2)	11年 5月												
受給要件満了日(注3)	2022年 8月 20日	受給要件満了年齢(注3)	60歳												
受給権取得予定日(注4)	2022年 8月 20日	受給権取得予定年齢(注4)	60歳												
<p>(注1)個人別管理資産額はYYYY年MM月DD日現在の額であり、実際のお受け取り金額とは異なります。</p> <p>(注2)通算加入者等期間とは、確定拠出年金の60歳までの加入者期間と運用指図者期間等を合算した期間となります。</p> <p>(注3)受給要件満了とは、60歳~65歳のいずれかのお誕生日前日となり、どの年齢に該当するかは通算加入者等期間によって定まります。</p> <p>(注4)受給権取得とは、資格喪失後に確定し、受給要件満了日と資格喪失日のいずれか遅い方の日となり、この日以降に裁定請求が可能となります。</p> <p>&lt;受給要件満了年齢ならびに受給権取得予定年齢が61歳以上の方について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6ヶ月以内に現在のプランへ移換転入の手続きを行った方は、移換に伴う通算加入者等期間の算入に伴い、受給権取得予定(受給要件満了)年齢が早まる可能性があります。</li> <li>・企業型年金と個人型年金に並行して加入している場合など、裁定請求時の支給可能年齢を判定するための通算加入者等期間に、裁定を行うプランとは別のプランの通算加入者等期間を算入することが可能なケースもあります。この場合には、受給権取得予定(受給要件満了)年齢が早まる可能性があります。</li> </ul>															
<p>【ご照会先】</p> <p>運営管理機関： S信託株式会社 <span style="float: right;">11000294</span></p> <p>コールセンター： すみしん確定拠出年金コールセンター <span style="float: right;">00777-86-401</span></p> <p>インターネット： すみしん確定拠出年金ネットサービス</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://401k.Sumitomotrust.co.jp/Default.asp">http://401k.Sumitomotrust.co.jp/Default.asp</a></p>															

1 可変文言について

「確定拠出年金の受給権取得予定(受給要件満了)のお知らせ」(LPBX0033)の可変文言出力切替(出力パターン)は下記のとおりになります。

<文言の編集条件>

	最大資格喪失年齢	被保険者種別	資格喪失登録	老齢受給権取得予定年月	老齢受給権取得年月	老齢受給要件満了年月	その他	作成基準年月	作成パターン			
企業型	60歳	-	-	60歳	-	-	-	60歳到達年月の直前	1			
				61歳以降				60歳到達年月の直前	2			
				60歳到達年月の後				60歳到達年月の後	3			
	61歳以降		未了	-	-	-	-	-	老齢受給権取得予定年月の直前	7		
									老齢受給要件満了年月の直前	4		
									老齢受給要件満了年月の直前	5		
									最大喪失年齢で喪失する予定	7		
完了	-	-	-	-	-	-	資格喪失年月より老齢受給要件満了年月が未来	6				
							資格喪失登録年月の翌月	7				
							老齢受給権取得予定年月の直前	7				
個人型	-	国民年金1号または3号	-	-	60歳	-	-	60歳到達年月の直前	7			
					61歳以降			60歳到達年月の直前	3			
					60歳到達年月の後			60歳到達年月の後	3			
	国民年金2号または任意加入				未了	-	-	-	-	-	受給権取得予定年齢の直前	7
											老齢受給要件満了年月の直前	5
											老齢受給要件満了年月の直前	5
											最大喪失年齢で喪失する予定	7
完了	-	-	-	-	-	-	資格喪失年月より老齢受給要件満了年月が未来	6				
							資格喪失登録年月の翌月	7				

<文言の内容>

作成パターン	文言の内容
1	本ご案内は、現時点の加入者状態のまま60歳に到達する前提で作成したものです。 したがって、60歳到達前に退職される等の事由により、お知らせしました通算加入者等期間が増減した場合は、受給権取得予定日ならびに受給権取得予定年齢が変わる可能性がありますのでご注意ください。
2	受給権取得予定日が60歳到達日以外の方につきましては、受給権取得予定年齢の2ヶ月前に再度ご連絡をさしあげます。 本ご案内は、現時点の加入者状態のまま60歳に到達する前提で作成したものです。 したがって、60歳到達前に退職される等の事由により、お知らせしました通算加入者等期間が増減した場合は、受給権取得予定日ならびに受給権取得予定年齢が変わる可能性がありますのでご注意ください。
3	受給権取得予定日が60歳到達日以外の方につきましては、受給権取得予定年齢の2ヶ月前に再度ご連絡をさしあげます。
4	本ご案内は、現時点の加入者状態のまま60歳に到達する前提で作成したものです。 したがって、60歳到達前に退職される等の事由により、お知らせしました通算加入者等期間が増減した場合は、受給要件満了日ならびに受給要件満了年齢が変わる可能性がありますのでご注意ください。 また、老齢受給権は資格喪失後に取得いたします。 なお、受給権取得予定年齢の2ヶ月前に再度ご連絡をさしあげることがあります。
5	老齢受給権は資格喪失後に取得いたします。 なお、受給権取得予定年齢の2ヶ月前に再度ご連絡をさしあげることがあります。
6	受給権取得予定年月が加入者資格の喪失年月以降の方につきましては、受給権取得予定年月の2ヶ月前に再度ご連絡をさしあげることがあります。
7	文言表示なし

## ① 通算加入者等期間ありの場合

個人別管理資産額(注1)	1,109,722円	通算加入者等期間(注2)	11年 5月
受給要件満了日(注3)	2022年 8月 20日	受給要件満了年齢(注3)	60歳
受給権取得予定日(注4)	2022年 8月 20日	受給権取得予定年齢(注4)	60歳

(注1)個人別管理資産額はYYYY年MM月DD月現在の額であり、実際のお受け取り金額とは異なります。

(注2)通算加入者等期間とは、確定拠出年金の60歳までの加入者期間と運用指図者期間等を合算した期間となります。

(注3)受給要件満了とは、60歳～65歳のいずれかのお誕生日前日となり、どの年齢に該当するかは通算加入者等期間によって定まります。

(注4)受給権取得とは、資格喪失後に確定し、受給要件満了日と資格喪失日のいずれか遅い方の日となり、この日以降に裁定請求が可能となります。

<受給要件満了年齢ならびに受給権取得予定年齢が61歳以上の方について>

- ・6ヶ月以内に現在のプランへ移換転入の手続きを行った方については、移換に伴う通算加入者等期間の算入に伴い、受給権取得予定(受給要件満了)年齢が早まる可能性があります。
- ・企業型年金と個人型年金に並行して加入している場合など、裁定請求時の支給可能年齢を判定するための通算加入者等期間に、裁定を行うプランとは別のプランの通算加入者等期間を算入することが可能なケースもあります。この場合には、受給権取得予定(受給要件満了)年齢が早まる可能性があります。

## ② 通算加入者等期間なしの場合

個人別管理資産額(注1)	1,109,722円	起算日(注2)	2022年 5月 1日
受給要件満了日(注3)	2027年 5月 1日	受給要件満了年齢(注3)	66歳
受給権取得予定日(注4)	2030年 8月 20日	受給権取得予定年齢(注4)	70歳

(注1)個人別管理資産額はYYYY年MM月DD月現在の額であり、実際のお受け取り金額とは異なります。

(注2)起算日とは、確定拠出年金に60歳以上で加入した場合の裁定を行うプランへの加入日となります。

(注3)受給要件満了とは、起算日より5年経過したことを表します。

(注4)受給権取得とは、資格喪失後に確定し、受給要件満了日と資格喪失日のいずれか遅い方の日となり、この日以降に裁定請求が可能となります。

<裁定を行うプランとは別のプランに加入の履歴がある方について>

- ・裁定を行うプランとは別のプランで60歳までの加入者期間、運用指図者期間等が存在する場合は、裁定請求時の支給可否の判定に、別のプランの60歳までの期間を使用することが可能なケースもあります。この場合には、受給権取得予定(受給要件満了)日が早まる可能性があります。

※資格喪失が未了の場合、受給権取得予定日と受給権取得予定年齢には、「-」(ハイフン)が表示されます。